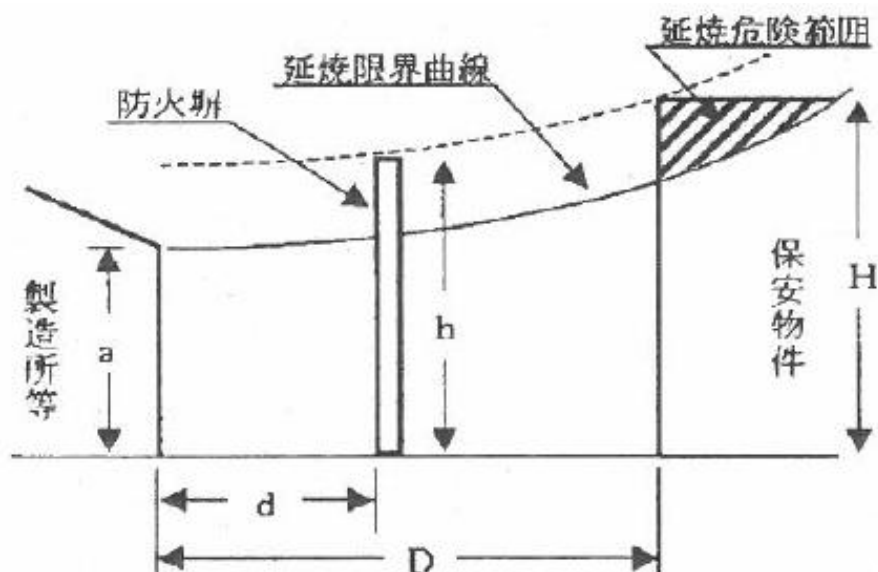


防火塀の高さの算定について

防火塀の高さの算定にあたっては、延焼限界曲線係数Pを使用し、保安距離に抵触する保安物件を延焼限界外の安全な位置にあるとみなすものであって、その計算は次によること。

【防火塀の高さの算定】



D : 製造所等と保安物件との間隔
 d : 製造所等の防火塀との間隔
 H : 保安物件の頂部（軒高）までの高さ
 h : 防火塀の高さ
 a : 製造所等原点高さ

- 1 $H \leq PD^2 + a$ の関係にあるときは、保安物件が延焼限界外となるため、塀は2mとすること。
- 2 $H > PD^2 + a$ の関係にあるときは、保安物件が延焼限界内にあるため、これを延焼限界外になるように防火塀を2m以上の高さにしなければならない。この場合における必要な防火塀の高さhは、次式により求めること。

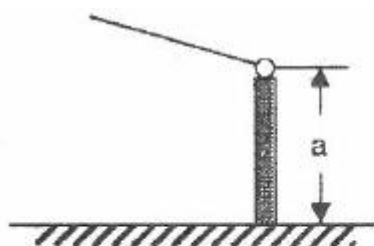
$$h = H - P (D^2 - d^2)$$

- 3 上記計算により求めた防火塀の高さが4mを超える場合は、周囲に及ぼす影響等を考慮し、防火塀の高さが最高4mとし、防火塀の不足部分は消防設備等を強化することをもって代えることができるものであること。

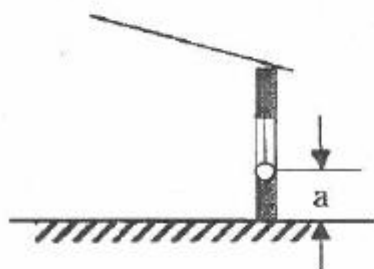
【延焼限界曲線係数 P の表】

区 分	P の数値
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、学校、文化財等の建築物が裸木造のもの ・住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造又は耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火設備を設けていないもの 	0.04
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火設備を設けているもの ・住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火設備を設けているもの 	0.15
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に特定防火設備を設けているもの 	∞

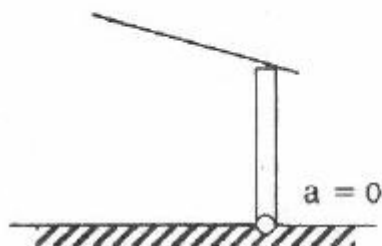
【製造所等の原点の高さ a】



壁体が耐火構造で造られ保安物件に面する側に開口部のないもの、又は開口部に特定防火設備があるもの



壁体が耐火構造で造られ開口部に特定防火設備のないもの



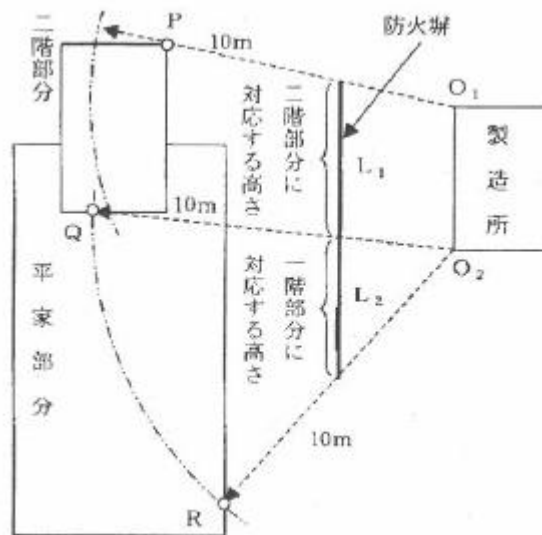
壁体が耐火構造以外のもの造られているもの

4 防火塀の長さは、保安距離の範囲内にある保安物件を防火塀により保護することができる長さ以上とすること。

5 防火塀の長さの算定は次によること。

塀を設ける範囲は、製造所等の保安距離の内側にある建築物が防火塀により延焼阻止できるものであって、その算定方法は第3-3図のように製造所等の外壁の両端 O_1 、 O_2 から10m（住居に対する場合）の円を描き保安距離に抵触する保安物件の角 P 、弧との交点 Q 、 R を求め、 O_1 、 P 、 O_2 と Q 及び R をそれぞれ直線で結び、保安物件の構造に対応する防火塀の幅 L_1 、 L_2 を求める。

【防火塀の長さ】



6 製造所等の保安物件に面する側の壁を高くすることにより防火塀を設けた場合と同等の効果を得られる場合は、製造所等の壁をもって防火塀を兼ねることができるものであること。この場合、塀の高さの算定式中、製造所等と防火塀との間隔 d は0とすること。